

公共基準点等使用仕様書

「公共基準点・水準基標等」を使用する際は、本仕様書を遵守すること。

I 作業者

- 1 「公共基準点・水準基標」の使用を計画する者は、現地での作業を測量有資格者に行わせること。

II 立入り

- 1 作業者は、「公共基準点・水準基標」の埋標してある施設内に立ち入るときは、以下によること。
 - (1) 「点の記」の所有者・管理者欄に連絡先が記入してある場合は、そこに連絡して立ち入りの許可（承認）を得ること。
 - (2) 「点の記」の備考欄に特記事項が記載してある場合は、その内容（指示）に従い立ち入りの連絡を行って承認を得ること。
 - (3) 公共基準点のうち市町村等が管理する兼用点は、別途、当該市町村等の基準点管理者の使用承認を得ること。
 - (4) 立ち入る施設及び土地が、民有地及び学校の場合には、立入予定表（様式第4号）を提出すること。
 - (5) 学校及び公共施設関係の立入りは、特に指示のない限り土曜日、日曜日、祝祭日には立入らないこと。
 - (6) 測量作業者は、立ち入る施設の管理者に作業目的、測量計画者名、測量作業者名、連絡先等を記した文書を提出し、協力を求めること。
- 2 公道上に埋標している基準点を使用する場合は、以下によること。
 - (1) 事前に道路管理者に連絡し、道路占用許可等が必要なときは手続きを行うこと。
 - (2) その他、道路管理者から指示があれば、その指示に従うこと。
 - (3) 必要に応じ道路使用許可を得ること。

III 測量作業

- 1 施設内への立入り作業は、午前9時から午後5時（退出）までを原則とする。ただし、施設の管理者から時間を指定された場合は、その指示に従うこと。
- 2 測量作業者は、網走建設管理部発行の「測量標・測量成果使用承認書」を常時携帯すること。
- 3 測量作業者は、身分を証明できるものを常時携帯すること。
- 4 基準点を覆っている蓋の開閉には、専用の開栓器具を使用すること。また、蓋を閉める時は蓋受けの土等を清掃し、閉鎖後に必ず蓋が浮いてないことを確認すること。
- 5 測量作業者は、学校の授業や公園利用者、歩行者の支障とならないように作業すること。作業中万一、歩行者等の支障、影響を与えた場合は、作業者の責任において誠意をもって対応すること。その場合、経緯及び対応処理結果について作業計画機関及び網走建設管理部まで報告すること。
- 6 測量作業者は学校及び公圏内において、みだりに子供に話しかけないこと。

7 測量作業者は、基準点周辺の施設、樹木を損傷しないように作業すること。

IV 作業完了後

- 1 測量作業者（水準基標測量を含む）は、基準点及びその周辺に異常を認めた場合は、すみやかに網走建設管理部へ連絡し、使用完了後に「基準点・水準基標 異常報告書」（様式第5号）を提出すること。
- 2 公共測量の場合は、測量完了後に公共基準点の使用報告書と精度管理表（必要に応じて平均図）を提出すること（提出は、郵送を可）。